

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

【居宅(自宅)から介護老人福祉施設へ移行した
訪問歯科診療の症例】

医療保険と介護保険の 給付調整について

本症例は居宅で訪問歯科診療を行っていた患者の要介護度が上がったため社会福祉施設へ入所した症例を紹介したい。後期高齢者において医療給付情報と介護情報との突合確認が行われていることもあり、会員から確認の問い合わせが寄せられている。在宅などの訪問歯科診療の請求にあたっては、間違いのないよう改めてご確認ください。

【在宅療養支援歯科診療所届出医療機関】

患者：75歳 男性
主訴：義歯が割れて咬めない
所見：残存歯にプラーク付着、歯肉に発赤が認められる
傷病名：7+7義歯ハセツ、3+3 P, 7-4|4-7 義歯フテキ

月日	部位	療法・処置	点数
3月2日		初診	/
		ケアマネを通じて家族から依頼があった	/
		訪問診療1 (居宅1人のみ) (PM2:45~3:05)	850
		自宅、脳梗塞後遺症で右半身麻痺、歩行困難	/
		急性対応 (1人・エンジン)	+170
		訪補助 (歯科衛生士氏名略)	+110
		(訪問歯科診療の計画略)	/
	7+7	床修理 (224×150/100) +115	451
		正中より破折 即時重合レジンと補強線にて修理	/
	3+3	P基検 (検査結果略) 注①	50
		歯科医師居宅療養管理指導 I 注②	500
		ケアマネジャーに情報提供 (添付) ※必須	/
		歯科衛生士等居宅療養 I (PM3:15~3:35)	350
		指示内容 ブラッシング方法 注③	/
3月9日		再診	/
		訪問診療1 (居宅1人のみ) (PM2:30~2:55)	850
		自宅、脳梗塞後遺症で歩行困難である	/
		訪補助 (歯科衛生士氏名略)	+110
		急性対応 (1人・エンジン)	+170
	7-4 4-7	義管B (床辺縁を削合調整)	70
		咬合機能回復困難加算	+40
	3+3	スクレーピング	66
		P基処 (H ₂ O ₂)	10
		歯科衛生士等居宅療養 I (PM3:00~3:20)	350
		指示内容 義歯清掃と管理 注③	/
3月20日		要介護度進行のため介護老人福祉施設に21日から入所すると家族から連絡あり	/
3月23日		再診	/
		訪問診療1 (施設1人のみ) (PM2:35~2:56)	850
		〇〇〇介護老人福祉施設、要介護度3	/
		脳梗塞後遺症で歩行困難である	/
		訪補助 (歯科衛生士氏名略)	+110
		急性対応 (1人・エンジン)	+170

月日	部位	療法・処置	点数
	3+3	P基検 (検査結果略)	25
	7-4 4-7	義調 (3 3 鈎の適合を図る)	30
		訪衛指複 (PM3:05~3:25) 注④	360
		指示内容 歯ブラシの当て方、義歯ブラシの使い方。施設職員に今までの歯科治療について説明	/
4月10日		再診	/
		訪問診療1 (施設1人のみ) (PM2:30~2:55)	850
		要介護度3、脳梗塞後遺症で歩行困難である	/
		訪補助 (歯科衛生士氏名略)	+110
		急性対応 (1人・エンジン)	+170
		歯在管 管理計画書を説明し、同意を得る (文書提供)	140
		P基処 (H ₂ O ₂)	10
	7-4 4-7	義管B (床辺縁を削合調整)	70
		咬合機能回復困難加算	+40
		訪衛指複 (PM3:05~3:26) 注④	360
		指示内容 3 3の歯ブラシの当て方	/

《解説》

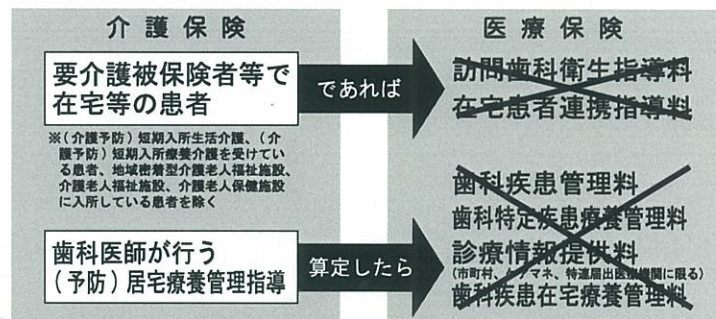
国連合会は医療給付情報と介護情報との突合確認を1月診療分から実施し、該当レプトを7月から返戻するとしている。現在対象は後期高齢者医療制度の被保険者のみである。

注① 居宅療養管理指導など介護保険の記録については、医療保険の診療録に記載してもよいが、下線または枠で囲うなどにより他の記載と区別できるようにする。

注② 在宅や居住系施設で療養されている要介護・支援認定者に対して、訪問歯科診療を行った場合は、介護保険の居宅療養管理指導費を優先的に算定する。その時には医療保険の医学管理料は給付調整され、算定しない。介護老人福祉施設などは医療保険の指導管理料を算定する。

	歯科医師	歯科衛生士等
在宅	介護保険で算定	
自宅、身体障害者施設等	居宅療養管理指導費 同一建物1人のみ 500単位	居宅療養管理指導費 同一建物1人のみ 350単位
<居住系施設> 介護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護など	同一建物複数利用者 450単位	同一建物複数利用者 300単位
社会福祉施設等	医療保険で算定	
<居住系施設以外の施設> 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、歯科等標榜しない保険医療機関	歯科疾患在宅療養管理料 その他の場合 130点 在宅療養支援歯科診療所の場合 140点	訪問歯科衛生指導料 複雑360点 単純120点

注③ 要介護被保険者等在宅等の患者であれば、訪問歯科衛生指導料(訪衛指)は算定できず、歯科衛生士等居宅療養を算定する。歯科衛生士等居宅療養を算定しなくても訪衛指は算定できない。



注④ 月の途中で要介護被保険者等になるなど、医療保険から介護保険に変わる場合、1月あたりの算定回数に制限がある場合については、同一保険医療機関において、両方の保険からの給付はあくまでその制限回数までである。歯科衛生士等居宅療養と訪衛指はいずれも月4回の制限回数であるので、算定回数は月4回を限度に算定する。

実態に即してご請求下さい